

ATSUMARU 講座 「コミュニティビジネスコース」運営業務委託 仕様書

1 業務名

ATSUMARU 講座「コミュニティビジネスコース」運営業務

2 概 要

地域課題の解決・活性化のため、多様な主体の参画・連携により、地域住民の主体的な地域活動を活発化し、互いに顔の見える関係を構築する機会や場を生み出す必要がある。そこで、須磨区では、地域活動に取り組んだり、参加したりする、地域の担い手を発掘・育成する講座「ATSUMARU 講座」を実施する。

当講座は、地域活動を知る・体験する「地域活動デビューコース」と、自身の経験やアイデアを具現化する「コミュニティビジネスコース」の2つのコースで構成し、地域活動の第一歩を後押しする。

当委託業務は前述の2つのコースの内「コミュニティビジネスコース」の企画・運営及びそれに伴う受講者の地域活動参加への支援を行うものである。

地域活動デビューコース	様々なテーマで活動する地域活動団体の活動に参加したり、活動についての講演を聞いたりする体験型コース。地域活動に触れ、知るための初心者向けコース。
コミュニティビジネスコース	自身の経験やアイデアを具現化する方法を学びながら、これから取り組む地域活動の目的や方向性を定めるワークショップ型で、地域の課題解決をビジネスとして継続的に取り組む手法についても学ぶことのできる発展コース。

3 業務内容

(1) ATSUMARU 講座「コミュニティビジネスコース」の企画・運営

- ・受講者の経験やアイデアを整理し、自身が取り組む地域活動を考案するための講座を開催する。
- ・講座ではコミュニティビジネスの手法を取り入れ、受講者が考案した活動を継続的に取り組むことができるよう指導する。
- ・講座は須磨区内で実施することとし、会場として須磨区役所の会議室を使用できる。
- ・講座は令和7年9月上旬に第1回を開催し、令和7年12月19日までの期間に計7回以上実施する。
- ・天候等により、講座が中止となった場合には、令和8年1月までに振替を実施すること。
- ・講座実施時間帯については、平日夜間（19～21時の2時間）とする。ただし、企画運営に

おいて必要がある場合は、平日昼間、土・日曜日及び祝日の講座の実施も可。

- ・講座の定員は概ね 20 名とする。
- ・講座内容については、提案に基づき区と協議の上最終決定する（区と協議の結果、内容を変更する可能性あり）。
- ・地域活動デビューコース運営業務受託事業者と協議を行い、連続性のある講座内容となるよう努める。

（2）ATSUMARU 講座「コミュニティビジネスコース」のPR

- ・須磨区が作成するチラシ等を活用し、受講生を確保するために講座のPRを行う。
- ・須磨区では記者発表、広報紙掲載、区役所でのチラシ配架を行い、それ以外の広報を受託事業者が行う。

Ex) SNS 広告 (Facebook・Instagram)、オンラインメディア、新聞折込、ポスター掲示等

（3）講座受講者と地域活動団体とのマッチング支援

- ・講座終了後、アンケート等により受講者の意向の確認を行う。
- ・講座終了後、受講者が地域活動へ参加、もしくは新たな地域活動を実施できるよう、受講者の意向等を踏まえ、地域活動団体とのマッチング支援を行う。

（4）報告書の作成

- ・契約期間を通じてコミュニティビジネスコースの実施内容・結果の詳細がわかる「業務報告書」を作成する。
- ・報告書は A4 製本 1 部と電子データを令和 8 年 3 月 31 日までに須磨区地域協働課に提出する。なお、電子データの提出方法については、区が指定する方法で提出すること。

4 スケジュール

時期	内容	備考
令和 7 年 5 月下旬	契約締結	
令和 7 年 6 月～	内容検討	
令和 7 年 5 月～6 月	地域活動デビューコース 受講生募集	約 1 か月半
令和 7 年 7 月～8 月	地域活動デビューコース 開催	概ね合計 7 回の講座を実施
令和 7 年 7 月～8 月	コミュニティビジネスコース 受講生募集	約 1 か月半
令和 7 年 9 月～12 月	コミュニティビジネスコース 開催	合計 7 回以上の講座を実施

5 契約金額及び期間

(1) 契約金額

委託料は 800,000 円（消費税含む）を上限とする。

(2) 契約期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日まで

6 貸与資料

令和 4 年～5 年度「名谷ワッショイ講座」実績報告書

令和 4 年～5 年度「コミュニティビジネス大学」実績報告書

令和 6 年度 ATSUMARU 講座「地域活動デビューコース」実績報告書

令和 6 年度 ATSUMARU 講座「コミュニティビジネスコース」実績報告書

7 秘密の保持

業務上知り得た秘密は一切ほかに漏らしてはならない。

貸与資料については、受け渡し方法は直接の受け渡しとし、管理方法については安易に第 3 者に見られることがないように厳正に管理を行う。

8 事故発生時の対応

事故発生時は、速やかに事後対応をとるとともに須磨区地域協働課に報告する。

9 その他

- ・業務にあたっては区職員と緊密に連絡、相談、報告を行いながら実施し、進捗状況や担当課の情報等を確認及び共有するため、月 1 回程度区職員と打ち合わせを行う。
- ・受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、区は、契約金額以外の費用を負担しない。
- ・業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ・当該業務にかかる令和 7 年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この提案募集に基づく契約を締結しないことがあります。
- ・なお、本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ、決定する。